

質問第八十三号

水産用石油問題に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十四年五月六日

参議院議長 松平恒雄 殿

水産用石油問題に關する質問主意書

石油配給新機構が四月一日より発足し特約店制度が復活した昭和二十二年八月四日付日本政府に対する覚書により農林、水産團體の石油製品の取扱いは禁止せられたので各府縣水の施設を、その儘流用して個人名義による石油の取扱を行つて來たものは、全國で二十二府縣水及漁業会の新協同體結成後当該新團體に取扱を認めるや否や。

現水産業團體は、戰時中の殘滓を綺麗に拂拭解散し新たなる民主的團體として新発足が約束付けられている現在漁業生産要素中最大の比重を占める燃油の取扱が商業者の手中に一元的に掌握せられ漁業の生命とする燃油数が水産業者自らの手に依る取扱を拒否せられること事態が生ぜんか、由々敷問題なりと言わざるを得ない。

資産の譲渡により、当然設備主体となる新團體を排除することは、余りにも生産者を無視した商業者擁護の偏重処置である。

住年の水産石油獲得運動再燃し更らに惡化することも予見し得る、全漁業者は、他人の同情や憐憫によつても、も早や生きられないことも充分承知しているが、故に、自衛手段として、自己の生産を確保するため、最後迄死を堪しても闘うであらう。

政府は、よろしく漁業者の眞の動向を察知してここに到る迄に官廳担当の繩張りを争うを一擲し、漁業者の納得のゆく根本方針を確立明示すべきであると考える。以上に対する政府の所見を問う。